

## 前 書 き

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であり、また、このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものであることから、平成 13 年 4 月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の整備や被害者の保護等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）が制定された。その後、平成 16 年 6 月に法改正が行われ、国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定め、都道府県は基本方針に即して当該都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を定めることとされた。さらに、平成 19 年 7 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び支援センターの整備について市町村の努力義務とすること等を内容とする改正が行われた。こうした中で、現在、国及び地方公共団体においては、支援センター、警察等における配偶者からの暴力に係る通報及び相談の受付、婦人相談所等における被害者の一時保護、就業の促進、住宅の確保等の被害者の自立支援等が行われている。

この政策評価は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

